

よりはぐプロジェクト規約

(名称)

第1条 この会は、よりはぐプロジェクトと称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、倉敷市に置く。

(目的)

第3条 子どもたちとすべての命が健やかに育つために、寄りそい、ともにはぐくむ地域づくりを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、以下の活動に取り組む。

- (1) 倉敷市と周辺自治体の親子の孤立を防ぐための活動
- (2) 災害等により避難・移住をしてきた方および被害を受けた方を支援する活動
- (3) この会の目的のために必要な人材育成と非営利組織の応援およびネットワークづくり

(会員)

第5条 この会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員（個人、団体）
この会の目的に賛同して入会する個人および団体
- (2) 賛助会員（個人、団体）
この会の事業を賛助するために入会した個人および団体

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会の希望を事務局に伝え、その承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会届を事務局に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 会費を1年以上納入しないとき。
- (3) 会の名誉を著しく傷つけたとき。
- (4) この会が、会員にふさわしくないと判断したとき。

(禁止事項)

第9条 会員による次の行為を禁止する。

- (1) 宗教勧誘の禁止。会員に対し、宗教勧誘を行った者は退会処分とする。
- (2) 営業活動の禁止。会員に対し、営利活動を行った者は退会処分とする。

(役員)

第10条 この会に次の役員を置く。

- (1) 代表
- (2) 副代表
- (3) 監査役

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

(職務)

第11条 代表は、この会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、代表を補佐し、これに事故あるときは欠席のときは、その職務を代行する。

3 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

(解任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、議決により、これを解任することができる。

1 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(運営)

第13条 この会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員の選任又は解任
- (5) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(事業報告書及び決算)

第14条 代表は、毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第15条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第16条 総会で議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決・執行するため、事務局を置く。

(委任)

第17条 この会則に定めのない事項は、役員の議決を経て、代表が別に定める。

附則

- 1) この会則は、2011年5月24日から施行する。
- 2) この会則は、2012年4月1日に名称とその一部を変更した。
- 3) この会則は、2013年6月9日に一部を変更した。
- 4) この会則は、2014年5月25日に一部を変更した。